

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかる基本方針

大分県信用組合（以下「当組合」といいます）は、金融機関としての社会的責任と公共的使命を認識し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」といいます）対策を経営の最重要課題のひとつとして位置付け、以下のように内部管理態勢を構築し、業務を遂行してまいります。

1. 組織体制

当組合は、マネー・ローンダリング等防止対策の責任者及び統括部署を定めて一元的な管理態勢を構築します。

2. リスクベース・アプローチ

当組合は、自らのマネー・ローンダリング等に係るリスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講じます。

3. 顧客管理

当組合は、適切な取引時確認を実施し、顧客の属性や取引に応じた顧客管理を行います。また、取引記録の定期的な調査・分析を行い、顧客管理措置の見直しを行います。

4. 経済制裁及び資産凍結

当組合は、経済制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。

5. 疑わしい取引の届出

当組合は、営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に処理し、当局に対して速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 研修等の実施

当組合は、継続的な研修を通じて、役職員のマネー・ローンダリング等に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する職員の確保・育成に努めます。

7. 遵守状況の検証

当組合は、マネー・ローンダリング等防止態勢について、独立した内部監査部門において定期的な監査を実施し、監査結果を踏まえてさらなる管理態勢の改善に努めます。

令和元年8月20日 制定